

★ 「旧ソ連崩壊、ロシア国内外の後遺症」

副題：何故、社会主義体制は挫折し、グローバル化の加速は何をもたらすのか

「小島志塾東京例会」すばる科学研究所 主宰 吉尾紘

2014年5月12日(月)18:30~20:30

[日本プレスセンタービル 9F]

★ 何故、ソ連邦は崩壊したのか

- 1、そもそも何故、社会主義思想が存在し、存在し続けるのか
- 2、イギリス・中世時代・救貧法の本質
- 3、ソ連邦体制の内部矛盾、中央政府管理計画経済の限界
(社会構成員である個人の存在意味を軽視、生産手段の私的所有権禁止、ほか)

★ ソ連邦崩壊による世界秩序の混迷期

- 1、人類の目指す普遍的価値観の不確実性
- 2、アメリカ合衆国の本質は、グローバル化する人類の価値観の集合
- 3、歴史は、民族間の対立から民族混合・均衡化による共生に至る
- 4、グローバル経済は国家間の経済水準、政治体制の平準化をもたらす
- 5、世界経済・「パナマ運河・メカニズム」論
- 6、人類は皆、兄弟姉妹、相互扶助機能が働く

★ ウクライナ危機と旧ソ連回復の可能性

- 1、中央アジアが鍵、社会主義復活はなし

以上

(参考資料) カール・ポラニー 「大転換」 市場社会の形成と崩壊
(1975年)東洋経済、(吉沢ほか訳)

18世紀末~19世紀中期、産業革命後の市場経済の発展には労働市場の形成が不可避。
しかし、未成熟(イギリス・キリスト教区・定住法、農奴制など)。

当時の自由労働市場は、非人道的状態—社会崩壊の危機—労働の保護には市場メカニズムの規制が必要。しかし、それが市場の自己調整作用を妨げ。

「スピーナムランド法」

1795年5月6日、イギリスのスピーナムランドで、当地の治安判事たちが「貧民の個々の所得に関係なく、最低所得が保証されるべきだ」と決定 —— 多くの農村、工業地帯において法律となり、「生存権」が導入される —— 中産階級の出現 —— この法律は新しい資本主義経済の障害に

(何も労働もせずに生計を立てられるものなら、誰も賃金のためには働きはしない)。
現実にそのような社会が出現しつつあった。

それ以前の「エリザベス法」の下では、「貧民は取得する賃金の額に関わりなく、労働を強制され、仕事にありつけぬ者だけが被救済資格が与えられた」

興味深いことは、労働者のモラルの低下のみならず、雇用主もまた、「わずかな賃金しか払わなかったとしても、地方税からの補助金が労働者の所得を規定の額にまで引き上げてくれたため、経営努力をしなくなった —

労働の生産性の低下

「真面目な労働」と「うわべを装うために続けられる労働の真似事」見分け不能 ——

大衆の自尊心は賃金よりも救貧を好むような水準にまで落ち込み始める。

1832年 改正選挙法

1834年 修正「救貧法」 近代資本主義の出発点

雇用主と言う新たな階級の創出と同時に、組織化が未成熟の被雇用者階級(プロレタリアート)の出現 — 1948年「共産党宣言」 — 1917年、遅れた「農奴制」段階のプロレタリアートの国・ロシアで「社会主義革命」 (完)



